

いきいき茨城ゆめ国体那珂市売店設置運営要項
(平成30年12月18日 第4回総務企画専門委員会決定)

1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体那珂市歓迎接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の魅力あふれる観光・文化・産業等を広く紹介し、併せてその振興に資するため、いきいき茨城ゆめ国体（以下「競技会」という。）の開催時における売店の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

売店は、いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

3 設置期間及び開設時間

売店の設置期間は、競技会の開催期間とし、開設時間は、競技開始時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて変更することができるものとする。

4 出店数及び規模

売店の出店数は、市実行委員会が決定し、売店の規模は、1出店者につき概ね20㎡（2間×3間テント）とする。ただし、市実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて変更することができるものとする。

5 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次の各号に掲げるものについては市実行委員会が準備するものとし、給排水設備等その他設備については、市実行委員会の許可を受けて出店者が準備するものとする。なお、火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間テント） 1張
- (2) 長机 4台
- (3) パイプ椅子 2脚

6 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に出店概要書（様式第2号）、売店従事者名簿等予定表（様式第3号）及び誓約書兼承諾書（様式第4号）に必要書類を添えて、市実行委員会に提出するものとする。

7 販売品目

売店の業種は、大会参加者等の便宜を図るもの、那珂市の特産品等を紹介するもの、その他市実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に掲げる範囲の物とする。

- (1) 国体関連グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品及び茨城の土産品
- (4) 飲食品
- (5) 宅配便
- (6) その他市実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者の条件

売店の出店者は、第1号に規定する出店者要件のいずれかに該当し、且つ第2号に規定する出店要件すべてを満たす者とする。

(1) 出店者要件

- ア 市内に店舗を有し、申請書提出時点において1年以上営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第69回以降の国民体育大会又は競技別リハーサル大会に出店実績のある者
- エ その他市実行委員会が必要と認めた者

(2) 出店要件

- ア 原則として、競技会の開催期間を通じて出店し、本要項で定める開設時間を遵守すること。
- イ 法令等により許認可等を必要とする営業について、当該許認可等を受けていること。
- ウ 申請時から起算して過去1年以内に法令等に違反したことによる処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間において食中毒による行政処分等を受けていないこと。
- オ 納税義務が履行されていること。
- カ 那珂市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。また、販売員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 保健所への手続き

食品営業許可申請書又は食品取扱届の提出が必要な出店者は、所轄保健所に申請し、速やかに当該申請書又は当該届の写しを市実行委員会に提出しなければならない。

1 0 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、いきいき茨城ゆめ国体那珂市実施本部の受付案内係から選任するものとする。
- (3) 売店監督員は、現場を巡回するとともに、本要項に基づき、売店の設置及び運営に関する事項について監督し、撤去後、原状回復されているか確認しなければならない。

1 1 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1 2 出店者の選定及び売店出店許可書の交付

- (1) 市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づき審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めるものを出店者として選定する。ただし、申請数が募集数を超えたときは抽選により選定する。
- (2) 前号のただし書きの規定にかかわらず、市実行委員会が特に必要と認めたときは、抽選前に優先して出店者を選定することができる。
- (3) 市実行委員会は、出店者として選定したときは、売店許可決定通知書（様式第5号）を通知する。
- (4) 市実行委員会は、出店料の納付を確認したときは、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

1 3 出店料

- (1) 出店者として選定を受けた者は、別に定める基準により算定される出店料を市実行委員会に納付しなければならない。

- (2) 市実行委員会は、特別な事情があると認めるときは、出店料を免除することができる。
- (3) 出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、市実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を通知する。
- (4) 既に納付した出店料の還付はしない。ただし、市実行委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

1 4 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は、一切の責任を負わないものとする。

1 5 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、市実行委員会が土産品と認めたものは除く。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたものは除く。
- (8) その他競技会運営に支障があるような行為をすること。

1 6 遵守事項

出店者及び販売に従事する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店で発生したごみの処理及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、環境美化に努めること。
- (3) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (4) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、所轄保健所の指示に従うこと。
- (5) 火気又は燃料等危険物を使用する売店は、消防法等関係法令を遵守するとともに、所轄消防署の指示に従うこと。
- (6) 販売商品の搬入搬出に使用する車両は、市実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。

- (7) 販売品等の搬入及び陳列は、競技会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示した時間までに完了し、搬出は競技会終了後速やかに行うこと。
- (8) 服装は清潔で従業員であることが確認できるものを着用し、市実行委員会が交付する識別用品（IDカード）を着用すること。
- (9) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 商品には、販売価格を明示する等、適切な表示を行うこと。
- (11) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (12) 荒天等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (13) 従事者等の変更、追加、削除等があった場合には、速やかに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際は、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、関係法令等を遵守するとともに、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

17 事故等の処理

売店において事故等が発生した場合は、売店責任者は直ちに売店監督員に連絡するとともに、事故処理にあたらなければならない。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

18 損害賠償

出店者及びその従業員が競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

19 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、荒天や天災等市実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

20 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき

- (3) 所轄保健所から指示があったとき
- (4) その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

2 1 原状回復

出店者は、出店を許可された競技会終了後速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。

2 2 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営については、この要項に準じて取扱うよう努めるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号

売店出店申請書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会
会 長 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印
電話番号 _____

那珂市で開催するいきいき茨城ゆめ国体（競技別リハーサル大会）において、売店を出店したいので、いきいき茨城ゆめ国体那珂市売店設置運営要項を遵守の上、下記のとおり申請します。

記

1 出店会場 _____（競技名： _____）

2 出店期間 _____年 月 日（ ）～ _____年 月 日（ ）

3 添付書類

- ・ 出店概要書（様式第2号）
- ・ 売店従事者名簿等予定表（様式第3号）
- ・ 宣誓書兼承諾書（様式第4号）
- ・ 営業に必要な許認可を受けていることを証する書類の写し
- ・ 那珂市税の納税（完納）証明書 ※写し可
- ・ 消費税及び地方消費税について未納がない証明書 ※写し可
- ・ 出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）

出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称				
(ふりがな) 代表者職氏名				
所在地	〒			
代表連絡先	電話：	FAX：		
出店担当者	氏名：			
	電話：			
	E-mail：			
業種				
主要取扱品目	国体関連グッズ ・ スポーツ用品 ・ 郷土物産品 ・ 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他（ ）			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類（写しを添付）	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無	
国体出店実績		有（ ） ・ 無		
販売品目・価格等一覧表				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考（商品番号等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄が足りない場合は、別紙に追加願います。

様式第3号

売店従事者名簿等予定表

商号又は名称

[]

1 従事者名簿

従事日	ふりがな 売店責任者	ふりがな 従事者	ふりがな 従事者	ふりがな 従事者
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※ 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）を添付してください。

2 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※ 駐車場スペース及び大会運営の関係上、搬入車両の制限をすることがあります。

※ 出店テントの後ろなどに車を駐車するスペースがありませんので、車両の会場への乗り入れは搬入・搬出時のみとなります。

3 設営持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

※ 火気等の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。

様式第4号

誓約書兼承諾書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会
会 長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号

いきいき茨城ゆめ国体（競技別リハーサル大会）の売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容確認のため、いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 いきいき茨城ゆめ国体那珂市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 那珂市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

様

いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会
会 長

売店許可決定通知書

那珂市で開催するいきいき茨城ゆめ国体（競技別リハーサル大会）の会場内における売店の出店について、下記の内容で決定しました。

つきましては、下記指定口座へ 年 月 日（ ）までに出店料を納付してください。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名) _____
- 2 出店料 _____ 円 _____
- 3 出店許可期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 月 日まで _____
- 4 指定口座

年 月 日

様

いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会
会 長

売店出店許可証

那珂市で開催するいきいき茨城ゆめ国体（競技別リハーサル大会）の会場内における売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者氏名	
所 在 地	
出 店 会 場	
出店許可期間	
販 売 品 目	
駐車許可台数	

(遵守事項)

- 1 本許可証を売店内に掲示すること。
- 2 出店に関しては、いきいき茨城ゆめ国体那珂市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

様式第7号

売店出店料免除申請書

年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会
会 長 様

申請者 住所
称号又は名称
代表者氏名 印
電話番号

いきいき茨城ゆめ国体（競技別リハーサル大会）において、いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会が運営する会場内の売店出店料の免除を受けたいので、いきいき茨城ゆめ国体那珂市売店設置運営要項第13の規定に基づき申請します。

記

1 出店会場（競技名： _____）

2 出店期間 _____年 月 日（ ）～ _____年 月 日（ ）

3 免除の理由 _____

様

いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会
会 長

売店出店料免除決定通知書

いきいき茨城ゆめ国体（競技別リハーサル大会）において、いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会が運営する会場内の売店出店料について、次のとおり免除します。

記

1 出店会場（競技名： ）

2 免除の理由
